

資料 1

成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢及び式典名称について

成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢及び式典名称について

民法改正により成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられたことから、本町開催の成人式における対象年齢及び式典名称を決定した。

1. 民法改正の概要について

令和 4 年 4 月 1 日から民法の成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が施行された。

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つもので、この年齢は明治 29 年(1896 年)に民法が制定されて以来 20 歳と定められてきた。

成年年齢の見直しは、18 歳、19 歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられる。

2. 成人式について

(1) 成人式の概要について

成人式については、その実施の具体的な方法が法律で定められているわけではなく、その対象年齢を何歳とするか等、成人式の在り方については地方公共団体の判断で決められるものである。

なお、祝日法において、成人の日は「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日と定められているが、「おとな」の年齢については明確な定義は設けられておらず、民法の成年年齢と必ずしも一致するものではない。

(2) 本町の成人式について

本町成人式は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い延期した令和3年度を除き、1月の成人の日を含めた 3 連休の中日に、ちゃたんニライセンターカナイホールで開催しており、これまでの成人式への参加状況は次のとおりである。

年度	H30	H31	R2	R3
参加者数	279人	281人	262人	202人
住民登録者数	318人	343人	332人	319人
参加率	87%	82%	80%	63%

3. 他自治体の決定状況について

(1) 全国各自治体(全 1,177 市町村)の決定状況について(令和 4 年 1 月現在)

決定・検討状況	自治体数	対象年齢	自治体数
決定している	985	18歳 19歳 20歳 21歳	2 0 934 49
検討中	163	—	—
検討していない	29	—	—

※成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議「成人式の会議や在り方等に関する分科会」調べ

(2) 近隣市町村の決定状況について(令和4年11月現在)

自治体名	対象年齢について	式典名称決定の有無	式典名称
沖縄市	20歳	決定	はたちの集い
うるま市	20歳	決定	はたちの集い
宜野湾市	20歳	決定	二十歳のつどい
嘉手納町	20歳	決定	はたちの集い
西原町	20歳	決定	二十歳のつどい
読谷村	20歳	決定	二十歳の集い
北中城村	20歳	決定	はたちを祝う記念式典
中城村	20歳	決定	はたちの集い
恩納村	20歳	決定	二十歳(はたち)を祝う集い

4. 本町の決定内容について

(1) 対象年齢について

令和5年以降の式典の対象年齢は、従来どおり20歳とする。

【理由】

- ・18歳は大学受験や就職活動など多忙な時期であり、この時期での開催は新成人や保護者にとっての負担が大きくなり、参加者の減少が懸念される。
- ・法令では成年年齢が18歳に引き下げられるが、飲酒や喫煙など、全ての年齢制限がなくなる区切りが20歳であり、式典をきっかけに、社会的にも自立した青年として自覚と責任を担って欲しいという思いから。

(2) 式典の名称について

令和5年以降の式典の名称は「二十歳を祝う式典」とする。

【理由】

- ・式典の名称が「祝う会」や「集い」となった場合、「集会・集まってする催し物」というイメージが先行し、これまで行われてきた厳粛な雰囲気失われかねないとの懸念があることから、参加者が厳かな気持ちで参加できるよう「式典」の文字を入れる。
- ・対象年齢となる「20歳」の文字については、横断幕及び懸垂幕のレイアウトも考慮したところ漢数字「二十歳」の表記とする。

5. 町民への周知について

- ・広報ちゃたん12月号、町公式HPを用いて周知を行う。